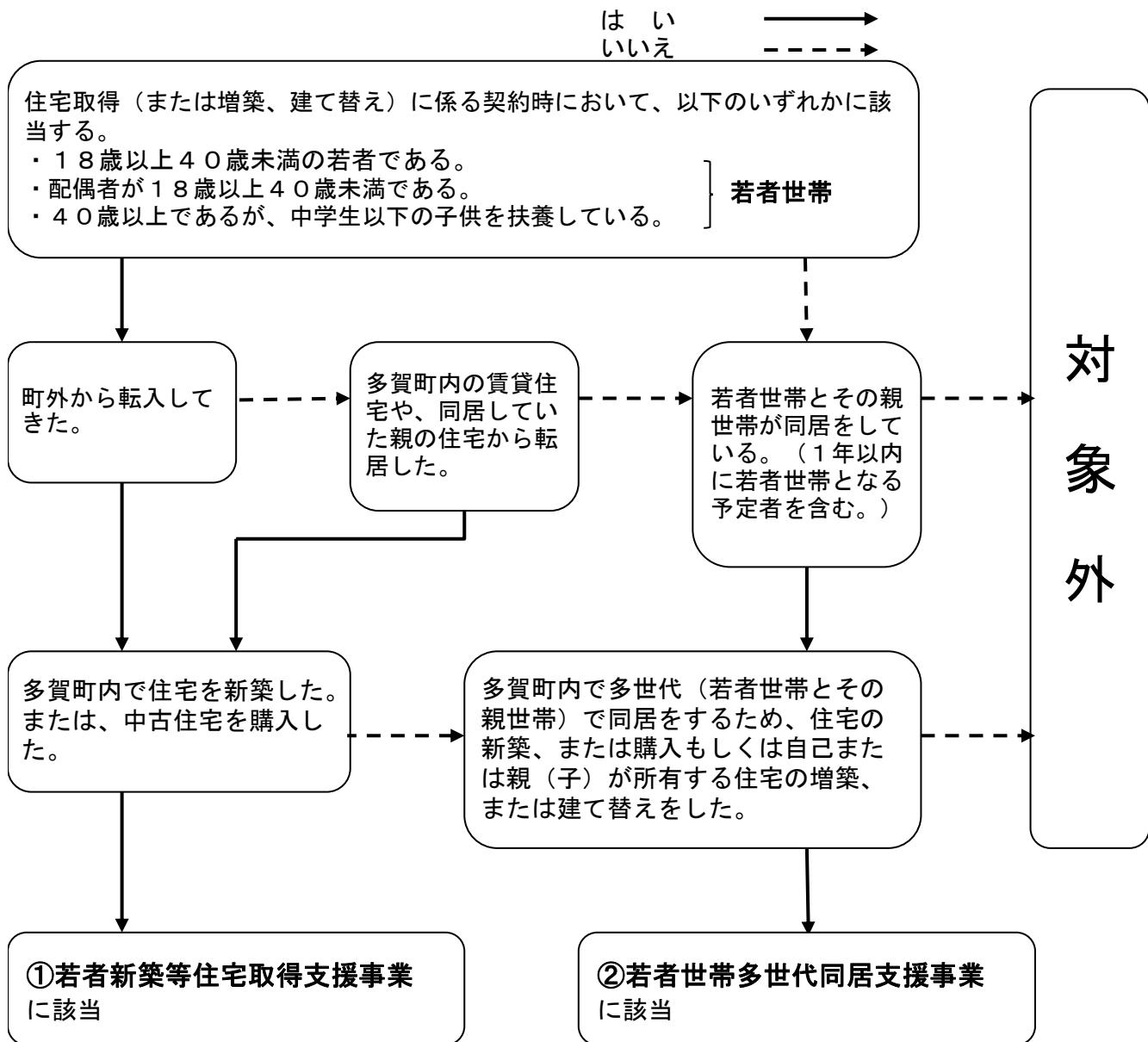


# 多賀町若者定住支援事業フローチャート



①または②の支援事業を受けるためには、下記の要件を全て満たすことが必要です。  
また、令和3年度から令和5年度までの期間に、新たに固定資産税の課税を受けることとなった住宅が対象です。(令和4年1月2日から令和7年1月1日までの期間に取得された住宅)

- (1)本人および申請住宅に居住する同一世帯の者が多賀町に最低でも5年以上定住することを誓約する。
- (2)申請住宅が所在する自治会に加入し、地域行事に積極的に参加できる。
- (3)申請住宅に課税される固定資産税の納税義務者である。
- (4)本人および申請住宅に居住する同一世帯の者が、町税および使用料等を滞納していない。

※助成事業の詳細については、別紙「多賀町若者定住支援事業のご案内」をご覧ください。

## お問い合わせ

多賀町企画課(役場2階)  
TEL:0749-48-8122  
FAX:0749-48-0157  
E-mail:kikaku@town.taga.lg.jp